

平成28年7月

**地方交付税法第17条の4の規定に基づき、地方団体から申出の  
あった交付税の算定方法に関する意見の処理方針(案)**

都道府県分

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分・市町村分 ]  
[ 総括・需要・収入 ]

[ 総括的事項 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	東京都	大都市特有の財政需要の反映	<p>道府県分においては土地単価の高さが反映されず、また、大都市分においては普通態容補正の算定に用いる評点に上限が設けられるなど、現行の算定では都が抱える大都市特有の財政需要を適切に反映できていない。</p> <p>また、今後、都市部において急速な高齢化に伴う社会保障関係費の一層の増大が見込まれることも含め、これら大都市特有の財政需要を適時適切に基準財政需要額に反映すること。</p>	<p>一部採用し、引き続き検討する。</p> <p>これまでも、社会保障関係経費や防災対策の強化に係る経費などについては、「人口」を測定単位として算定している他、道路交通量の多さを指標とした道路に関する需要額の割増しなどを行い、大都市圏における財政需要についても適切に反映している。</p> <p>さらに、平成28年度算定においても、近年大幅に増加している社会保障関係経費などについて、単位費用に計上した上で、実態を踏まえ密度補正等を講じて適切に算定している。</p> <p>また、普通態容補正は、各市町村の都市化の度合を示す評点は、1000点満点で示しているものであるが、当該評点に対応した各費目の個別係数の設定においては、決算の状況などを踏まえた上で、引き続き適切に設定してまいりたい。</p> <p>なお、土地単価の高さについては、平成15年度における留保財源率の引上げに際して、その見合い分として留保財源の多い財政力の高い都市部にかかる需要額を削減したところであり、その中でその他の土木費における土地価格比率による割増部分等を廃止したものである。</p>
2	(省)	神奈川県	大都市圏特有の財政需要の反映	<p>基準財政需要額の算定については、介護・医療などの経費や防災対策の経費など、大都市圏特有の財政需要に十分に配慮して見直しすること。</p>	<p>採用する。</p> <p>これまでも、社会保障関係経費や防災対策の強化に係る経費などについては、「人口」を測定単位として算定している他、道路交通量の多さを指標とした道路に関する需要額の割増しなどを行い、大都市圏における財政需要についても適切に反映している。</p> <p>さらに、平成28年度算定においても、近年大幅に増加している社会保障関係経費などについて、単位費用に計上した上で、実態を踏まえ密度補正等を講じて適切に算定している。</p>

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 総括的事項 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
3	(省)	北海道	留保財源率の引き下げによる地域間格差是正策の充実・強化及び地方法人課税の偏在是正措置に対応した基準財政需要額の算定について	地方法人課税の偏在是正措置に対応した基準財政需要額の算定について検討すること。	以下の理由により採用しない。  法人税割の税率引下げ分は、留保財源分も含めてすべて交付税原資化されており、地方の財源を減少させているものではない。 また、本年度においても、地方財政計画により必要な一般財源総額を確保した上で、普通交付税の算定を通じて各地方公共団体の財源を適切に確保しているところであり、偏在是正に伴う留保財源減収額に着目して特例措置を講じることは考えていない。
4	(省)	茨城県	地域手当にかかる補正係数の見直し等	地域手当の算入額が実態と乖離していることから、補正係数を見直すなど、基準財政需要額に適切に算入すること。	以下の理由により採用しない。  平成15年度における道府県分の留保財源率の見直しに際し、その見合い分として留保財源の多い財政力の高い都市部にかかる需要額を削減したところであり、その中で都道府県分の共通係数を1/2としている。
5	(省)	神奈川県	普通態容補正の共通係数における地域間の給与差の適正な反映	普通態容補正に係る共通係数の設定にあたっては、都市化の程度による給与の差を適正に反映すること。	以下の理由により採用しない。  平成15年度における道府県分の留保財源率の見直しに際し、その見合い分として留保財源の多い財政力の高い都市部にかかる需要額を削減したところであり、その中で都道府県分の共通係数を1/2としている。

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
 [ 都道府県分・市町村分 ]  
 [ 総括・需要・収入 ]

[ 総括的事項 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
6	(省)	神奈川県	段階補正係数の見直し (過度の財源調整の見直し)	段階補正係数については、総合的なバランスを考慮し、都道府県分の過度な割落率を見直しすること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。  人口一人当たりの経費は、一般的に人口が多い団体ほど割安に、人口が少ない団体ほど割高になることから、このような事情を適切に算定に反映することが必要と考えており、今後とも引き続き適正な係数の設定に努めてまいりたい。
7	(省)	山梨県	都道府県人口を測定単位とする費目の段階補正係数算出方法について	都道府県人口を測定単位とする費目の段階補正係数の算出方法について、H26及びH27で同一の数値(H22国勢調査人口)を測定単位としているにもかかわらず、人口の少ない県の係数が低下あるいは人口の多い県により多く配分された。係数算出方法(人口区分・乗数)の変更については説明がなく不透明でありながら大きな影響が発生しているため、明確な説明をすること。	以下の理由により採用しない。  小規模団体においては人口一人当たり経費が増嵩することに鑑み、段階補正係数を設定しているところであるが、単位費用に計上されている経費のうち、スケールメリットが働かないと考えられる経費や、密度補正を適用し人口以外の他の基礎数値により需要額を割増又は割落している経費(以下「密度補正対象経費」という。)については、人口一人当たり経費の割増の対象外としている。 例えば、平成27年度における社会福祉費においては、密度補正対象経費である保育所に係る経費等が増加したことにより、小規模団体の段階補正係数が前年度比で低下している。 段階補正係数の積算基礎については、地方交付税制度解説等において、示しているところであるが、今後とも積算方法の丁寧な説明に努めてまいりたい。
8	(省)	北海道	寒冷補正係数の堅持及び充実について	寒冷補正による需要額の割増は安定的な財政運営のために不可欠であり、今後とも、普通交付税における寒冷補正の堅持及び充実により、本道を含めた寒冷・積雪地域の財源保障を図ること。	採用する。  行政に要する経費が気候の寒冷又は積雪の度合いによって割高となるものについて、その割高となる給与の差、寒冷の差又は積雪の差の事由ごとにそれぞれ定める地域区分に応じて増加経費を算定しており、引き続き、実態を踏まえ算定してまいりたい。

(様式 2)

## 地方交付税法第 17 条の 4 の規定に基づき提出された意見の処理方針 (案)

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分 ・ 市町村分 ]  
[ 総括 ・ 需要 ・ 収入 ]

[ 総括的事項 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針 (案)
9	(省)	鳥取県	地域の実情に配慮した補正について	トップランナー方式導入にあたり、地域の実情に配慮した補正による割増しを行うこと。	一部採用する。  トップランナー方式の導入に当たっては、多くの都道府県で民間委託用の業務改革に取り組んでいる業務（都道府県においては、学校用務員、道路維持補修・清掃、本庁舎管理など 12 業務）について導入することとしている。また、地方公共団体への影響等を考慮し、複数年かけて段階的に反映することとしている。 なお、人口規模に応じたコスト差を反映する段階補正は、トップランナー方式が一部導入されている包括算定経費等において引き続き適用していくこととしているが、今後も各団体における実情を踏まえ、財政運営に支障が生じないよう適切に検討してまいりたい。
10	(省)	福島県	国勢調査等に係る普通交付税算定の特例措置について	平成 27 年の国勢調査及び農林業センサスの調査結果については、財政運営上支障が生じないよう普通交付税算定の特例措置を講じること。	採用する。  平成 27 年国勢調査人口への更新に伴い、東日本大震災により人口が大幅に減少する福島県にあっては、平成 22 年の国勢調査人口に住民基本台帳人口の伸率を乗じた人口を用いることとしている。 また、農林業センサスに基づく農家数についても、統計数値が置き換わることとなるが、被災団体の状況を踏まえ、岩手県、宮城県及び福島県にあっては、域内市町村の減少率が全国平均の減少率を上回る場合には平成 22 年の農家数に平成 22 年から平成 27 年の全国平均の減少率を乗じた数とし、域内市町村の農家数の合計数値を用いることとしている。

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分・市町村分 ]  
[ 総括・需要・収入 ]

[ 道路橋りょう費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
11	(省)	北海道	北海道特例補助率に伴う割落率の廃止	北海道特例補助率を理由とする補正係数の割落としは、算定の簡素化の観点からも疑問であるので廃止すること。	以下の理由により採用しない。 北海道に適用される割落率は、国庫補助負担金の割合が高率であることから、地方負担割合が北海道以外の地域に比べて低いことを反映させるものである。 平成28年度においては、近年の道路事業における決算の動向（単独事業のシェアの低下等）を踏まえ、直近の国庫補助負担率等に基づく係数の設定を行っている。
12	(省)	山形県	道路橋りょう費の寒冷補正における補正率の見直し	寒冷補正における積雪度の補正率を引き上げること。	以下の理由により採用しない。 道路橋りょう費の寒冷補正のうち積雪度については、全国的な実態調査に基づき、積雪の度合いに応じた標準的な経費を算定している。 また、豪雪等により除排雪経費が多額に上り、普通交付税で算定された額だけでは不足する地方公共団体に対しては、特別交付税措置を講じている。
13	(省)	茨城県	道路橋りょう費（道路延長）における投資補正係数の見直し	投資補正係数の算定に用いられている「標準道路延長比率」分を段階的に縮減・廃止し、「未整備延長区間比率」へ配分すること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 投資補正における各指標のウェイトに関しては、平成21年度において「標準道路延長比率」及び定数部分のウェイトの見直しを行ったところであるが、今後も引き続き検討する。

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分・市町村分 ]  
[ 総括・需要・収入 ]

[ 道路橋りょう費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
14	(省)	奈良県	道路橋りょう費（延長）における投資補正係数の設定方法の見直し	道路整備の遅れた団体において、未整備区間の整備が促進されるよう、投資補正における「未整備延長区間比率」に係るウェイトを引き上げること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。  投資補正における各指標のウェイトに関しては、平成21年度において「標準道路延長比率」及び定数部分のウェイトの見直しを行ったところであるが、今後も引き続き検討する。
15	(省)	沖縄県	道路橋りょう費（道路の延長）の投資補正係数の算定における割落としの廃止	道路橋りょう費の算定において、投資補正係数の0.95の割落としを廃止すること。	以下の理由により採用しない。  沖縄県に適用される割落率は、国庫補助負担金の割合が高率であることから、地方負担割合が沖縄県以外の地域に比べて低いことを反映させるものである。 平成28年度においては、近年の道路事業における決算の動向（単独事業のシェアの低下等）を踏まえ、直近の国庫補助負担率等に基づく係数の設定を行っている。

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 河川費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
16	(省)	富山県	発電水利使用料の控除の廃止	河川費の基準財政需要額の算出にあたり、発電水利使用料の控除を取り止めること。	以下の理由により採用しない。  発電水利使用料については、団体間の偏在性が大きいことや、その額が河川法に基づき国の定める額の範囲内とされていること等に鑑み、実態に即した額を需要額から控除することが、公平な算定につながるものと考えられることから、一定割合を控除することとしている。
17	(省)	大分県	土砂災害防止法に基づく基礎調査にかかる地方負担額の適切な反映	土砂災害警戒区域等の基礎調査にかかる地方負担額について、実態に即した算定を行い、密度補正に反映させること。	以下の理由により採用しない。  基準財政需要額は、標準的な経費を算定するものであることから、当該密度補正では、土砂災害防止法に基づく基礎調査の地方負担分について、国庫補助事業の契約実績を反映させた単価を用いており、個別団体の実態を踏まえた算定は困難である。



(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 高等学校費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
18	(省)	福島県	東日本大震災に係る教育関係費の特例率の適用の継続	東日本大震災に伴い「特定被災地方公共団体」に指定された団体に対し適用された高等学校費（生徒数）における特例措置を平成28年度以降も継続すること。	採用する。  被災3県の原発被災団体及び津波被災団体並びに福島県のうち、生徒数の減少率が全国平均を下回る団体については、措置内容を見直した上で28年度も特例措置を継続することとしている。
19	(省)	沖縄県	高等学校の空調施設に係る維持管理費の交付税措置について	高等学校の普通教室への空調施設に係る維持管理費の交付税措置を講じること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。  学校施設における空調施設については、各都道府県における設置状況等について、引き続き文科省等から情報収集を行い、交付税措置の必要性について検討する。

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分 ・ 市町村分 ]

[ 総括 ・ 需要 ・ 収入 ]

### [ 社会福祉費

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
20	(省)	神奈川県	子ども・子育て支援新制度に係る基準財政需要額の適切な算定	子ども・子育て支援新制度による都道府県分の基準財政需要額の算定について、適切に行うこと。	採用する。 「子ども・子育て支援新制度」に係る地方負担分については、その他の教育費及び社会福祉費の単位費用に適切に算入した上で、当該制度の内容を踏まえた適切な算定を行っている。
21	(省)	宮崎県	社会福祉費の補正係数への「合計特殊出生率」の追加について	子育て支援に係る経費をより正確に捕捉するため、密度補正に「合計特殊出生率」を加えること。	以下の理由により採用しない。 子ども・子育て支援に係る経費については、保育所在籍人員数や児童手当対象児童数などに応じた補正を行い、的確な財政需要の算定に努めている。 また、人口減少等特別対策事業費において、人口増減率等の指標を用いて、結婚・出産・子育て支援の充実などを含め人口減少対策等に取り組むための財政需要を算定している。 なお、合計特殊出生率については、出産という個人や夫婦の選択に委ねられるものとの意見もあることから、その採用は慎重に判断する必要がある。

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分・市町村分 ]  
[ 総括・需要・収入 ]

[ 衛生費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
22	(省)	山形県	都道府県立病院会計への繰出金に係る密度補正Ⅱの現行の算定方法の継続	病床数と病院事業債の元利償還金に基づく算定方法を継続すること。	採用する。 本年度は昨年度と同様の算定方法としている。
23	(省)	大阪府	都道府県立病院会計への繰出金等（高度医療に要する経費）に係る密度補正係数の見直し	都道府県立病院会計への繰出金等のうち、高度医療に要する経費が実態に応じて基準財政需要額に算入されるよう密度補正係数を見直すこと。	以下の理由により採用しない。 高度医療に要する経費に係る繰出金については、密度補正単価において所要額を適切に算入している。 普通交付税は標準的な経費について算定するものであるほか、新たな密度補正措置については、算定の簡素化の観点から慎重に対応する必要がある。
24	(省)	奈良県	公立病院の運営費にかかる算定基礎（病床数）の見直しに伴う激変緩和措置について	算定基礎を許可病床数から稼働病床数へ変更したことに伴い講じられている激変緩和措置について、措置期間と緩和率を見直すこと。	以下の理由により採用しない。 病床割に係る交付税措置の算定基礎の許可病床から稼働病床への変更については、地方団体への影響を考慮した上で、3年間の激変緩和措置を講じている。 また、許可病床の削減数に応じた5年間の加算措置を別途講じている。

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 衛生費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
25	(省)	奈良県	密度補正I(人口密度の大小による保健所数の通増を勘案)の廃止	保健所数と人口密度の間に相関関係が全く見受けられないことから、算定の簡素化の観点からも、密度補正を廃止すること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 標準団体当たりの保健所数は人口密度と反比例の関係にあることから、人口密度の大小による保健所数の通増、通減を勘案して算定することとしている。 一方で、算定の簡素化の観点もあることから、今後、保健所数、人口及び面積の関係性について検討していく。
26	(省)	沖縄県	都道府県が設定している診療所に要する財政措置について	市町村診療所と同様に都道府県立診療所に対しても補正係数により財政措置を講じること。	以下の理由により採用しない。 公立病院の設置運営に要する経費のうち一般会計で負担すべき経費については、適切に地方財政計画に計上しており、特に全国的に標準的な経費について地方交付税措置を講じている。都道府県立診療所数は全国的にも設置団体が限定されているため、現状では単位費用において措置していないほか、新たに密度補正措置を講ずることについては、算定の簡素化の観点から慎重に対応する必要がある。

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分・市町村分 ]  
[ 総括・需要・収入 ]

[ 高齢者保健福祉費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
27	(省)	神奈川県	社会保障の充実に係る 経費の適正な算定	消費税率引上げに伴う社会保障の 充実に係る経費について、各地方公 共団体の財政需要を適正に算定する こと。	一部採用する。  平成28年度地方財政計画に計上された社会保障の充実分及び消費税の引上 げに伴う支出の増分については、新たに基準財政需要額に全額算入したとこ ろ。 これら充実分等の経費については、各費目における既存の各種補正等を行 うことで必要な財政需要を算定することが可能であると考えている。
28	(省)	鳥取県 島根県	地域医療介護総合確保 基金事業への交付税措 置額算定方法の見直し (基金の配分実績に応 じた算定方法の導入)	地域医療介護総合確保基金事業へ の交付税措置と実際の基金配分によ り必要となる一般財源に乖離が生じ ているため、配分実績に応じた算定 方法に見直すこと。 案①：普通交付税措置額と配分実績 の乖離分を特別交付税で調整 案②：昨年度の配分実績をベースに 算定(密度補正で調整) 案③：基金配分実績に基づき全額特 別交付税で措置	以下の理由により採用しない。  地域医療介護総合基金の設置に係る経費については、標準的な経費を適切 に単位費用措置したところである。 内示額の基礎となる基金事業計画の内容については、法令上の義務規定で はなく、各団体の裁量により作成されるものであるため、個別の団体の事業 量に応じた措置を行うことは適切ではない。

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 農業行政費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
29	(省)	北海道 大分県	中山間地域等直接支払交付金制度に係る地方負担額の適切な反映	中山間地域直接支払交付金制度について、交付対象農用地面積を指標とした密度補正を新設し、措置不足の解消を図ること。	以下の理由により採用しない。  中山間地域等直接支払交付金については、その経費を単位費用で措置したうえで、負担額が算定額を上回る団体に対しては、特別交付税により措置している。 また、交付対象農用地面積については公信力のある数値がなく、財政需要を把握するための基礎数値としての活用は困難である。
30	(省)	宮崎県 鹿児島県	畜産行政に係る補正の見直しについて	畜産行政に係る財政需要額を反映させるため、補正係数の見直しまたは畜産農家数等を指標とした密度補正の新設をすること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。  農業行政費は農業に関する様々な業種の財政需要を対象とし、包括的に「農家数」を指標として財政需要を捕捉しているが、畜産農家数を指標とした補正等では、農業行政費全体の的確な算入に結びつくことが明らかでない。 財政需要の適切な反映方法については、算定の簡素化にも配慮しながら、引き続き検討を行う。

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分 ・ 市町村分 ]  
[ 総括 ・ 需要 ・ 収入 ]

[ 地域振興費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
31	(省)	青森県 秋田県 山形県 和歌山県 山口県 高知県 長崎県 大分県 宮崎県	人口急減補正の適用	平成28年度以降の算定においても、激変緩和措置として地域振興費における人口急減補正を継続すること。	採用する。  平成27年国勢調査の結果（速報値）を踏まえ、人口急減補正の適用を継続するとともに、平均減少率の設定方法を見直すことにより算定額及び対象団体の範囲の拡充を図っている。
32	(省)	鳥取県 島根県	地域振興費に一括算入される人口急減補正への段階補正への反映について	地域振興費に一括算入される人口急減補正について、段階補正を反映させること。	以下の理由により採用しない。  平成27年国勢調査の結果（速報値）を踏まえ、人口急減補正の適用を継続するとともに、平均減少率の設定方法を見直すことにより算定額及び対象団体の範囲の拡充を図ったところであるが、都道府県における人口規模による経費差の状況や人口減少に伴う段階補正係数の上昇の影響等を踏まえ、段階補正は反映しないこととした。
33	(省)	鳥取県	人口急減補正の積み増し	人口急減補正の対象経費に「地域の元気創造事業費」、「人口減少対策等特別対策事業費」を追加すること。	採用する。  人口急減補正の適用を継続するにあたり、人口急減補正の対象経費に「地域の元気創造事業費」、「人口減少対策等特別対策事業費」等の人口を測定単位とする費目を追加することとした。

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 地域振興費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
34	(省)	徳島県	段階補正及び人口急減補正の存続及び適正水準の確保	段階補正と人口急減補正は、各地方公共団体の人口規模等による経費の差を調整するために不可欠な係数であり、その存続と係数の的確な算定による適正な水準確保を図ること。	採用する。  段階補正及び人口急減補正を存続することとし、人口規模に応じた経費差の反映や人口急減団体に対する激変緩和措置を引き続き講じる。 また、平成27年国勢調査の結果(速報値)を踏まえ、人口急減補正について、平均減少率の設定方法を見直すことにより算定額及び対象団体の範囲の拡充を図っている。
35	(省)	兵庫県	外国青年招致事業に要する経費の適切な算入	外国青年招致事業に要する経費の基準財政需要額の算定において、測定単位である人口と外国人青年招致人員が必ずしも比例しないことから、交付税措置額と決算額との間に乖離が発生している。乖離是正のため、市町村分と同様に地域振興費に外国青年招致人員による密度補正を導入し必要な財政需要を適切に算定すること。	以下の理由により採用しない。  都道府県分の外国青年招致事業に要する経費の基準財政需要額の算定については、平成18年度まで、単位費用に積算した上で、密度補正により外国青年招致人員数に応じた措置を行ってきたが、算定の簡素化の観点から、平成19年度から同補正を廃止したところである。
36	(省)	長崎県	離島や過疎地域等条件不利地域への適切な配慮	離島等条件不利地域の状況に鑑み、離島やへき地に係る財政需要に対して、適切に補正係数に反映すること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。  離島を有する都道府県における行政経費の増加需要については、現行のへき地補正において、離島において割高となる経費を踏まえ、補正係数を設定しているところであるが、引き続き適正な係数の設定に努めていく。



(様式2)

# 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 地域振興費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
37	(省)	青森県 和歌山県	投資補正係数における 公的固定資本形成に係 る補正の堅持	各団体の投資的需要が的確に基準 財政需要額に反映されるよう、公的 固定資本形成に係る補正の堅持等適 切な措置を講じること。	採用する。  公的固定資本形成に係る補正については、公共事業の執行に支障をきたす ことのないよう、投資的経費の状況等を踏まえて算定している。
38	(省)	鳥取県 島根県	投資補正係数における 公的固定資本形成に係 る補正の充実	社会資本整備が遅れている団体の 投資的需要が的確に反映されるよ う、公的固定資本形成に係る補正係 数及び単位費用を充実すること。	以下の理由により採用しない。  公的固定資本形成に係る補正については、公共事業の執行に支障をきたす ことのないよう、投資的経費の状況等を踏まえて算定している。
39	(省)	富山県	新幹線鉄道整備事業に 係る地方債の元利償還 金に対する事業費補正 の見直し(消費税率の 引上げに伴う算定方法 の見直し)	消費税率の引上げに伴い標準財政 規模が増加することとなるが、引上 げ分の地方消費税の用途は法律上明 記されており、各団体における新幹 線鉄道整備事業に係る元利償還額の 負担が軽減されている訳ではない。 このため、補正率の算出にあつ ては、地方消費税収の増加分を標準 財政規模から控除するなど、補正率 の算定方法を修正すること。	以下の理由により採用しない。  平成20年度算定において、整備新幹線に係る元利償還金の負担が重く、通 常の算入率によっては財政運営に支障が生じるおそれがあると判断される地 方団体に限り、算入率の引き上げを行っている。 また、指標の妥当性を保つためには、標準財政規模から特定の経費を控除 することは困難と考える。

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分 ・ 市町村分 ]

[ 総括 ・ 需要 ・ 収入 ]

[ 地域振興費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
40	(省)	香川県	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構への出資金に係る地方債の元利償還金に対する事業費補正の新設	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構への出資金に係る地方債の元利償還金の一定割合を事業費補正により基準財政需要額に算入すること。	以下の理由により採用しない。  地方債の元利償還に対する地方交付税措置のあり方については、事業費補正は可能な限り縮減する方向である。
41	(省)	鹿児島県	地域振興費及び公債費における財政力補正係数の算出について	地域振興費の自然災害防止事業債等における財政力補正係数について、地方消費税引上げ分の影響を除いた算出をすること。	以下の理由により採用しない。  地方消費税については、その引上げ分について用途の制限はあるものの、普通税であり、地方団体の財政力を捕捉するためにも、標準財政収入額から除外すべきではないと考える。

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 地域経済・雇用対策費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
42	(省)	鳥取県 島根県 高知県	算定方法の継続	算定方法を継続すること。	採用する。 平成27年度と同様の指標により算定することとしたところである。
43	(省)	鳥取県	算定方法の見直し	リーマンショックから回復していない地方部への配慮措置を講じること。	以下の理由により採用しない。 地方の重点課題に対応するための経費や公共施設の老朽化対策について重点的に歳出を確保した上で、同額を歳出特別枠から減額することにより、実質的に前年度水準を確保しているものである。また、本費目の算定においては、平成27年度と同様の指標を用いることとし、引き続き自主財源比率の低い団体に割増している。

(様式2)

### 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
 [ 都道府県分・市町村分 ]  
 [ 総括・需要・収入 ]

[ 地域の元気創造事業費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
44	(省)	茨城県 鳥取県	職員数削減率の算定方法の見直し	公営企業職員・病院職員を除外すること。	採用する。  本費目は行革により捻出した財源が地域経済活性化に要する経費に活用されていると考えられ、その需要を算定するものであることから、職員数削減率については、全ての職員数の増減を反映することを基本としたものである。  一方、地方公営企業においては、職員数を増やすことにより、経営改善を図ることが考えられること等を踏まえ、本年度より、地方公営企業(水道・交通・病院事業)の職員数にあつては、料金収入割合に応じた職員数を除外することとした。
45	(省)	千葉県 石川県 兵庫県	職員数削減率の算定方法の見直し	教育・警察職員について、増分だけでなく法定職員数も除外すること。	以下の理由により採用しない。  本費目は行革により捻出した財源が地域経済活性化に要する経費に活用されていると考えられ、その需要を算定するものであることから、職員数削減率については、全ての職員数の増減を反映することを基本としたものである。  一方、義務教育職員数及び警察官については、国の基準により定数が決められており、国基準の定数が増加している場合については、地方団体の合理化努力にも限界があると考えられるため、職員数削減率の算出にあたり国基準の定数増の影響を除外する特例を設けることとしている。
46	(省)	千葉県	ラスパイレス指数の算定方法の見直し	実際の支給実態を踏まえ、地域手当補正後や国の指定職を含めたラスパイレス指数を用いること。 対象期間を拡大するなど過去の削減努力についても算定に反映すること。	以下の理由により採用しない。  給与水準を比較する指標としては、本給の水準を表すラスパイレス指数が最も標準的な指標と考えられることから、これを用いて補正を行うこととしたものである。 なお、直近の指数に加えて、これまでの給与減額等を反映するため、過去5年平均を補完的に用いることとしている。

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分・市町村分 ]  
[ 総括・需要・収入 ]

[ 地域の元気創造事業費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
47	(省)	石川県	ラスパイレス指数の算定方法の見直し	国の政策目的達成の手段として給与水準を補正に用いることは不适当であるため、ラスパイレス指数を用いた補正は行わないこと。	以下の理由により採用しない。 本費目は行革により捻出した財源が地域経済活性化に要する経費に活用されていると考えられ、その需要を算定するものであることから、各団体の削減実績により算定するものであり、国の政策目的達成の手段としてラスパイレス指数を用いているものではない。
48	(省)	千葉県 東京都 神奈川県	人件費削減率の算定方法の見直し	教職員や警察職員については法律や政令で定数が規定されるため地方の裁量が及ばないことから、教育・警察職員の増分を除外すること。	以下の理由により採用しない。 本費目は行革により捻出した財源が地域経済活性化に要する経費に活用されていると考えられ、その需要を算定するものであることから、人件費削減率については、全ての職員の人件費を対象としたものである。 なお、人件費削減率については、国の基準の定数に係る人件費を算出することが困難であること、また人件費削減率が職員数削減率及びラスパイレス指数を補完し、地方団体の給与面の取組を包括的に捉える指標であることを踏まえ、特例を設けないこととしたものである。
49	(省)	千葉県 東京都 神奈川県	人件費を除く経常的経費削減率の算定方法の見直し	義務的な社会保障関係経費等が含まれているため、補助費等を除外すること。	以下の理由により採用しない。 「補助費等」の中には、国制度に係る社会保障関係経費の地方負担分だけでなく、県単独の補助費等、各団体の行革努力が反映される部分も含まれていることから、人件費を除く経常的経費削減率の算定に含めることとしている。
50	(省)	茨城県	地方債残高削減率の算定方法の見直し	退職手当債を除外すること。	以下の理由により採用しない。 地方債残高削減率については、地方財政対策において財源の補填のために発行する地方債、災害に係る地方債といった、各団体の行革努力が及ばない地方債について、対象外とすることとしたものである。

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 地域の元気創造事業費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
51	(省)	新潟県	地方債残高削減率の廃止	補正予算債、災害関連事業等に係る地方債を除外すること。	以下の理由により採用しない。  地方債残高削減率については、地方財政対策において財源の補填のために発行する地方債、災害に係る地方債といった、各団体の行革努力が及ばない地方債について、対象外とすることとしたものである。
52	(省)	千葉県 新潟県	段階補正の見直し	人口を測定単位としているが、段階補正係数で大きな開きがあるため、その差を縮小すること。	以下の理由により採用しない。  人口に応じて、単位当たりの地域経済活性化に要する費用が割安又は割高になる点を考慮して、地域経済・雇用対策費の段階補正をベースに設定したものである。
53	(省)	長野県	地域経済活性化に関する指標の算定方法の見直し	伸び率と併用して絶対値でも評価すること。	以下の理由により採用しない。  地域経済活性化の成果に関する指標については、地域経済活性化に積極的に取り組み、成果指標を全国標準より伸ばしている団体に対して割増しを行うものであるため、絶対値ではなく、伸び率を用いることとしたものである。
54	(省)	千葉県	地域経済活性化に関する指標の見直し	外部要因で変動する指標を廃止し、実際に地域活性化事業に応じた補正係数の導入を検討すること。	以下の理由により採用しない。  各団体の様々な地域経済活性化の取組の成果を反映するため、全国的かつ客観的な統計データが存在する指標を幅広く選定することとし、製造品出荷額についても指標として用いているところである。

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
 [ 都道府県分・市町村分 ]  
 [ 総括・需要・収入 ]

[ 地域の元気創造事業費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
55	(省)	奈良県	地域経済活性化に関する指標の見直し	一人当たり県民所得の指標を廃止すること。	以下の理由により採用しない。  各団体の様々な地域経済活性化の取組の成果を反映するため、全国的かつ客観的な統計データが存在する指標を幅広く選定することとし、一人当たり県民所得は、地域経済活性化の成果を測る包括的な指標として適当と考えられることから、算定に用いることとしている。
56	(省)	奈良県	地域経済活性化に関する指標の見直し	事業所数の指標から雇用保険事業年報を用いた開業率の指標に変更すること。	以下の理由により採用しない。  事業所数を指標として用いることで、産業面の取組の成果を包括的に捉えることができると考えられる。なお、日本再興戦略2016においても、開業率だけに着目した目標を置いていない。 また、雇用保険事業年報によれば毎年度の事業所数を把握できるものの、雇用保険の適用事業所のみしか捕捉できない。一方、経済センサス調査はすべての事業所を対象としており、各団体の経済活性化の取組みをより精緻に把握できると考えられることから、統計の間隔に関わらず、当該調査に基づく事業所数を指標として用いている。
57	(省)	奈良県	取組の必要度の創設	地域経済活性化に係る「取組の必要度」を反映した補正を創設すること。	以下の理由により採用しない。  地域経済活性化を積極的に行っている団体にとっては、地域経済活性化の指標にも成果が反映されているものと考えられることから、「取組の必要度」ではなく、成果指標によりその需要額を算定することとしている。

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分 ・ 市町村分 ]  
[ 総括 ・ 需要 ・ 収入 ]

[ 地域の元気創造事業費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
58	(省)	奈良県	指標のウェイト	指標のウェイトを均等化すること。	以下の理由により採用しない。  各団体の地域経済活性化の取組は様々であるため、バランスよく反映させるために幅広く選定したものであり、各指標のウェイトについては、産業面、雇用面を重視し、それぞれ合計で0.45とし、その他の指標については、それらを補完するものであるため、合計で0.1としたところである。
59	(省)	北海道 青森県	行革努力による算定	行革努力による算定を維持すること。	採用する。  地域の元気創造事業費の算定にあたっては、引き続き行革努力を反映することとしており、行革努力分の配分額についても前年度と同額としている。
60	(省)	奈良県	行革努力による配分額	行革努力分の配分額を充実すること。	以下の理由により採用しない。  地域の元気創造事業費の算定にあたっては、各地方団体の行革努力や地域経済活性化の成果指標を反映しているところであり、本年度においても前年度と同様の配分額としている。
61	(省)	鳥取県	行革努力による配分	行革努力分の配分について、適正な配分に見直すこと。	以下の理由により採用しない。  行革努力分の各指標のウェイトについては、平成25年度の地域の元気づくり推進費を踏まえつつ、ラスパイレス指数及び職員数削減率では捕捉できない手当削減率等の取組を反映させるため、人件費削減率、人件費を除く経常的経費削減率及び地方債残高削減率を均等のウェイトにすることとしたものである。



(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分・市町村分 ]  
[ 総括・需要・収入 ]

[ 人口減少等特別対策事業費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
62	(省)	東京都	取組の必要度分の算定 方法の見直し	直近の指標にあらわれない、将来の人口減少等への備えに対する財政需要を反映すること。	以下の理由により採用しない。  取組の必要度分については、人口が減少している団体ほど、より対策の必要性が高いと考えられることから、人口増減率等の指標を用いて、現状において数値が芳しくない団体の需要額を割増ししているものである。 なお、人口が増えている場合や指標が全国平均よりも良い団体においても、一定の人口減少対策等の需要が想定されるため、当該団体の必要度分の係数がゼロとなることがないように係数の設定を行っている。
63	(省)	鹿児島県 沖縄県	取組の必要度分の算定 方法の見直し	各団体の財政状況に応じた指標を追加すること。	以下の理由により採用しない。  結婚・出産・子育て支援の充実や移住の促進などの、人口減少対策等に取り組むために必要な財政需要については、各団体の財政力に応じて変わるものではないと考えられるため、指標として用いていないものである。
64	(省)	奈良県	取組の必要度分の算定 方法の見直し	過疎市町村面積比率を指標に追加すること。	以下の理由により採用しない。  取組の必要度においては、各指標の現状の数値が芳しくない団体の需要を割り増していることから、過疎地域などの条件不利地域の実情が反映されているものとする。

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分 ・ 市町村分 ]  
[ 総括 ・ 需要 ・ 収入 ]

[ 人口減少等特別対策事業費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
65	(省)	沖縄県	取組の必要度分の算定方法の見直し	人口増減率及び自然増減率について、現状は人口が増加しているものの将来的には人口減少が見込まれており、各指標の係数がゼロにならないよう配慮すること。	以下の理由により採用しない。 取組の必要度分については、人口が減少している団体ほど、より対策の必要性が高いと考えられることから、人口増減率等の指標を用いて、現状において数値が芳しくない団体の需要額を割増ししているものである。 なお、人口が増えている場合や指標が全国平均よりも良い団体においても、一定の人口減少対策等の需要が想定されるため、当該団体の必要度分の係数がゼロとなることがないように係数の設定を行っている。
66	(省)	秋田県 鹿児島県	取組の必要度分の算定方法の見直し	人口が増加している団体の補正係数を割り落とすこと。	以下の理由により採用しない。 人口が増えている場合や指標が全国平均よりも良い団体においても、一定の人口減少対策等の需要が想定されるため、当該団体の必要度分の係数がゼロとなることがないように係数の設定を行っている。
67	(省)	鹿児島県	取組の必要度分の指標のウェイトの見直し	有効求人倍率の指標のウェイトを引き上げること。	以下の理由により採用しない。 人口減少対策等の必要度及び成果を包括的に反映する指標として、人口増減率のウェイトを全体の4割と設定し、個々の取組に係る各団体の必要度に優劣をつけることは適当ではないと考え、その他の指標については、均等のウェイトとしたところである。
68	(省)	福井県	取組の成果分の算定方法の見直し	女性就業率等について、高水準維持も成果として反映すること。	以下の理由により採用しない。 成果に関する指標については、人口減少対策等に積極的に取り組み、成果指標を全国標準より伸ばしている団体に対して割増しを行うものであるため、指標の増減前の水準に関わらず、実際の伸び率を用いることとしたものである。

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分・市町村分 ]  
[ 総括・需要・収入 ]

[ 人口減少等特別対策事業費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
69	(省)	滋賀県	取組の成果分の算定方法の見直し	人口増減率のウエイトを引き下げる こと。	以下の理由により採用しない。  人口減少対策等の必要度及び成果を包括的に反映する指標として、人口増減率のウエイトを全体の4割と多く設定し、その他の指標については、均等のウエイトとしたところである。
70	(省)	滋賀県	取組の成果分の算定方法の見直し	自県大学進学率者割合を指標に追加 すること。	以下の理由により採用しない。  自県大学進学率者割合については、転出者人口比率や転入者人口比率などに包含される指標と考えられることから、指標として用いていない。
71	(省)	富山県	取組の成果分の算定方法の見直し	指標の増減前の水準を考慮した算 定方法とすること。	以下の理由により採用しない。  成果に関する指標については、人口減少対策等に積極的に取り組み、成果指標を全国標準より伸ばしている団体に対して割増しを行うものであるため、指標の増減前の水準に関わらず、実際の伸び率を用いることとしたものである。
72	(省)	鳥取県 島根県	取組の成果分の算定方法の見直し	自然増減率を指標から削除するこ と。	以下の理由により採用しない。  合計特殊出生率については、出産という個人や夫婦の選択に委ねられるものとの意見もあることから、その採用は慎重に判断する必要があるところであり、自然増減率の指標を用いることとしたところである。
73	(省)	滋賀県 鳥取県 島根県	取組の成果分の算定方法の見直し	合計特殊出生率を指標に追加する こと。	以下の理由により採用しない。  合計特殊出生率については、出産という個人や夫婦の選択に委ねられるものとの意見もあることから、その採用は慎重に判断する必要があるところであり、自然増減率の指標を用いることとしたところである。

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 人口減少等特別対策事業費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
74	(省)	宮城県	取組の必要度分及び取組の成果分の算定方法の見直し	人口増減率について、震災により一時的に人口が増加傾向にある団体を考慮して、震災前の指標の数値を用いること。	以下の理由により採用しない。  必要度及び成果を測る期間については、全国で同一の期間とする必要があることから、特定の団体のみ対象期間を変えることはできない。 なお、取組の成果分については、過去の数値からの伸び率で測っており、全国平均よりも伸び率が高い場合は、係数が割り増されることとなる。
75	(省)	神奈川県	取組の必要度分及び取組の成果分の算定方法の見直し	合計特殊出生率を指標に追加すること。	以下の理由により採用しない。  合計特殊出生率については、出産という個人や夫婦の選択に委ねられるものとの意見もあることから、その採用は慎重に判断する必要があるところであり、自然増減率の指標を用いることとしたところである。

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 人口減少等特別対策事業費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
76	(省)	千葉県	段階補正の見直し	段階補正係数に大きな開きがあるため、その差を縮小すること。	以下の理由により採用しない。 人口に応じて、単位当たりの人口減少対策等に要する費用が割安又は割高になる点を考慮し、地域振興費及び社会福祉費の段階補正を参考として設定しているものである。
77	(省)	新潟県	段階補正の見直し	段階補正を廃止すること。	以下の理由により採用しない。 人口に応じて、単位当たりの人口減少対策等に要する費用が割安又は割高になる点を考慮し、地域振興費及び社会福祉費の段階補正を参考として設定しているものである。
78	(省)	青森県	配分額の見直し	取組の必要度から取組の成果に配分額をシフトする際には、条件不利地域や財政力の弱い団体を配慮すること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 各地方公共団体が取組を始めてからその成果が生じるまでには一定の期間が必要となることから、平成28年度においても、「取組の必要度」と「取組の成果」の配分は引き続き5:1としている。 「取組の成果」の一層の反映にあたっては、条件不利地域等の地域の実情、地方団体の意見等を十分踏まえて検討する。
79	(省)	石川県	配分額の見直し	段階的に取組の必要度から取組の成果に配分額をシフトすること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 各地方公共団体が取組を始めてからその成果が生じるまでには一定の期間が必要となることから、平成28年度においては、「取組の必要度」と「取組の成果」の配分は、引き続き5:1としている。 平成29年度以降においては、地方版総合戦略に基づく取組の成果が徐々に現れることが想定されることから、成果の実現具合等を踏まえて、「取組の成果」を一層反映することを検討する。

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分・市町村分 ]  
[ 総括・需要・収入 ]

[ 人口減少等特別対策事業費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
80	(省)	和歌山県	配分額の見直し	地方団体の取組の成果が指標に反映されるのは早くても平成29年度算定以降であるため、平成28年度においては、新たな成果枠を設けないこと。	採用する。 各地方公共団体が取組を始めてからその成果が生じるまでには一定の期間が必要となることから、平成28年度においては、「取組の必要度」と「取組の成果」の配分は、引き続き5:1とし、新たな成果枠を設けないこととしている。
81	(省)	山口県	配分額の見直し	当面の間は「取組の必要度」に手厚く配分すること。	採用する。 各地方公共団体が取組を始めてからその成果が生じるまでには一定の期間が必要となることから、平成28年度においても、引き続き「取組の必要度」の配分を多くしている。
82	(省)	香川県	配分額の見直し	取組の必要度：取組の成果の配分額を1:1にすること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 各地方公共団体が取組を始めてからその成果が生じるまでには一定の期間が必要となることから、平成28年度においては、「取組の必要度」と「取組の成果」の配分は、引き続き5:1としている。 平成29年度以降においては、地方版総合戦略に基づく取組の成果が徐々に現れることが想定されていることから、成果の実現具合等を踏まえて、「取組の成果」を一層反映することを検討する。

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 公債費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
83	(省)	栃木県 群馬県 福井県 山梨県 大阪府 岡山県 長崎県	満期一括償還地方債に係る交付税措置について	3年の据置期間が設定された臨時財政対策債及び減収補填債償還費の理論償還率について、満期一括償還方式で借り入れた場合の据置期間のない理論償還率を設定すること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。  満期一括償還地方債の取扱いについて、実質公債費比率においては、償還期間を通して計画的かつ平準的な積立を行う必要があるため据置期間を前提としない一方、地方財政計画の計上額及び基準財政需要額の算定においては、地方団体の据置期間の設定状況等を踏まえて、当該期間が設定されている。 据置期間のあり方に関しては、地方団体の据置期間の設定状況等を引き続き精査していく。

(様式2)

### 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 包括算定経費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
84	(省)	茨城県 長野県 滋賀県 鳥取県 島根県	種別補正係数の見直し	包括算定経費（面積）の種別補正において、湖沼は「その他の面積」として0.59の割落がかかっているが、現実に湖沼の環境・水質保全には多額の経費を要することから、実態に見合った種別補正係数に見直しすること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。  包括算定経費（面積）の種別補正は、土地利用形態のコスト差を反映したものであり、一般の湖沼に係る標準的な経費については「その他の面積」の種別補正係数に反映しているところ。 大規模な湖沼の管理に要する経費については、実際の行政コストの分析や他の費目での措置の有無等を考慮しつつ、算定方法について引き続き検討する。
85	(省)	鳥取県	包括算定経費の算定における地方部への配慮について	包括算定経費の算定において、地方部の行政需要を的確に反映するため、スケールメリットの働かない地方部への配慮措置を講じること。	採用する。  包括算定経費（人口）においては、人口規模の大小に応じたコスト差に対して段階補正を設定し、財政需要を適切に算定しているところ。



(様式2)

### 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[ 普通交付税 ]  
 [ 都道府県分・市町村分 ]  
 [ 総括・需要・収入 ]

#### [ 臨時財政対策債 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
86	(省)	青森県 山形県 鹿児島県	臨時財政対策債発行可能額の算出方法（財源不足額基礎方式）における財政力による補正について	臨時財政対策債の配分に当たっては、引き続き財政力の弱い地方公共団体に配慮すること。	採用する。  本年度においても、財政力に応じた臨時財政対策債の配分を行っている。
87	(省)	茨城県 千葉県	臨時財政対策債発行可能額の算定方法の見直し	臨時財政対策債発行可能額の算定方法について、財政力による補正の平準化すること。	以下の理由により採用しない。  臨時財政対策債の配分に当たっては、財政力の強い団体は一般的に地方債による資金調達力も強いことを勘案して、財政力指数に応じて臨時財政対策債をより多く配分する補正を講じることで、財政力の弱い団体に対する影響を緩和している。
88	(省)	埼玉県	臨時財政対策債発行可能額の算出方法における「財政力補正」の見直し	臨時財政対策債発行可能額の算出方法における「財政力が高いほど逓増する補正係数」について上限を設け、財政力指数が高い団体にあっても、少なくとも基準財政需要額に対する臨時債のシェアが全国平均を超えないよう見直しをすること。	以下の理由により採用しない。  臨時財政対策債の配分に当たっては、財政力の強い団体は一般的に地方債による資金調達力も強いことを勘案して、財政力指数に応じて臨時財政対策債をより多く配分する補正を講じることで、財政力の弱い団体に対する影響を緩和している。
89	(省)	石川県	臨時財政対策債の算定方法の見直し	財源不足への対応については、本来法定率の引上げ等で対応すべきであるが、やむを得ず臨時財政対策債を発行する場合にあっても、その発行可能額の算出にあたっては、標準財政規模の小さい団体に配慮すること。	以下の理由により採用しない。  臨時財政対策債の配分に当たっては、財政力の強い団体は一般的に地方債による資金調達力も強いことを勘案して、財政力指数に応じて臨時財政対策債をより多く配分する補正を講じることで、財政力の弱い団体に対する影響を緩和している。

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[ 普通交付税 ]  
 [ 都道府県分・市町村分 ]  
 [ 総括・需要・収入 ]

### [ 臨時財政対策債 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
90	(省)	神奈川県 静岡県 京都府 大阪府	地方財源不足の解消に係る抜本的な見直し	臨時財政対策債を配分する場合でも、発行可能額が財政力の高い団体に傾斜した配分とならないよう、平成27年度に引き続き補正係数の見直しをすること。	以下の理由により採用しない。  臨時財政対策債の配分に当たっては、財政力の強い団体は一般的に地方債による資金調達力も強いことを勘案して、財政力指数に応じて臨時財政対策債をより多く配分する補正を講じることで、財政力の弱い団体に対する影響を緩和している。
91	(省)	愛知県	臨時財政対策債の算出における財政力を用いた係数による抜本的な見直し	臨時財政対策債について、本県の振替前財源不足額のうち臨時財政対策債の占める割合が27年度算定で引き下げられているが、更なる見直しをすること。	以下の理由により採用しない。  臨時財政対策債の配分に当たっては、財政力の強い団体は一般的に地方債による資金調達力も強いことを勘案して、財政力指数に応じて臨時財政対策債をより多く配分する補正を講じることで、財政力の弱い団体に対する影響を緩和している。
92	(省)	兵庫県	臨時財政対策債発行可能額の算出方法の見直しについて	臨時財政対策債発行可能額の算出方法について、「財源不足額基礎方式」における発行可能額が財政力によって逡増する補正を見直すこと。	以下の理由により採用しない。  臨時財政対策債の配分に当たっては、財政力の強い団体は一般的に地方債による資金調達力も強いことを勘案して、財政力指数に応じて臨時財政対策債をより多く配分する補正を講じることで、財政力の弱い団体に対する影響を緩和している。
93	(省)	鳥取県 島根県	臨時財政対策債の算定方法の見直し	臨時財政対策債の毎年度の償還額が財政力に見合っていない状況にあることを踏まえ、臨時財政対策債発行可能額の算定方法を見直すこと。	以下の理由により採用しない。  臨時財政対策債の配分に当たっては、財政力の強い団体は一般的に地方債による資金調達力も強いことを勘案して、財政力指数に応じて臨時財政対策債をより多く配分する補正を講じることで、財政力の弱い団体に対する影響を緩和している。

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分・市町村分 ]  
[ 総括・需要・収入 ]

[ 所得割 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
94	(省)	茨城県 千葉県 石川県 静岡県 京都府 兵庫県 和歌山県 香川県 愛媛県	道府県民税所得割における精算制度及び減収補填債制度の導入	道府県民税所得割において、分離譲渡所得分以外についても精算制度及び減収補填債制度を導入すること。	一部採用する。  精算制度は、法人関係税等、景気の変動等により大きな影響を受ける恐れのある税目について特例的に設けられており、比較的安定し年度間の変動が少ない所得割については、分離譲渡所得分を除き精算制度の対象とはしていないところである。 しかしながら、意見の趣旨を踏まえ、平成28年度算定においては、各団体の算定前年度の納税義務者数に20歳以上住基人口伸び率を乗じることにより、各団体における人口動態を算定に反映できるよう見直しを行った。
95	(省)	兵庫県	ふるさと納税ワンストップ特例制度により減収となる所得税相当分の補填措置	平成27年度から創設された「ふるさと納税ワンストップ特例制度」により、所得税から減額されるべき金額が個人住民税から控除されることによる地方の減収分に対して補填すること。	以下の理由により採用しない。  ワンストップ特例制度による個人住民税所得割の寄附金税額控除については、控除対象や控除限度額等について地方税法に定めのある一連の所得控除・税額控除の一つであることから、通常の算定における75%以上に減収額を算定に反映させることは適切ではない。

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分 ・ 市町村分 ]

[ 総括 ・ 需要 ・ 収入 ]

[ 法人関係税 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
96	(省)	埼玉県	地方税の還付加算金を踏まえた交付税算定方式の変更について	地方税法では、過誤納金を還付する場合に還付加算金を加算することが規定されている。また、国税準拠により課税した事案について、国税の動向により還付することとなった事案も存在するため、基準財政収入額の算定時において還付加算金を踏まえた算定を行うなど、地方交付税の算定方式の見直しをすること。	以下の理由により採用しない。  過誤納に係る還付加算金については、その発生事由については様々であり、標準的な地方税収入等を算定する普通交付税に反映することは適当ではない。